

## 第217通常国会

# 村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.2

2025年2月12日（水）資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

先週の参考人質疑に続き、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会で質疑を行いました。パブリックコメントが募集されていた「第7次エネルギー基本計画(案)」を引き合いに出しながら、原子力に関する政府の見解を質しています。

## 1. なぜ「GX 実現に向けた基本方針」から変更？

【村田】

○GX 基本法から表現を変えた理由は？

次世代革新炉の建設場所：廃炉敷地内→廃炉を決定した原発を所有する電力会社の原発サイト内

【政府参考人】

○安全性確保や地元理解が得られる範囲内で事業者の選択肢を確保して見直した

## 2. 「増設」にあたっての地元理解

【村田】

○建て替えではなく“増設”となる川内原発の地域住民への理解活動は？

【古賀経産副大臣】

○立地自治体には安全性や必要性など丁寧な説明を尽くし幅広い理解を得られるよう取り組む

## 3. 次世代革新炉に関して

【村田】

○原発の建設には20年近くかかるが、2040年度に原子力2割という方針は達成可能なのか？

【参考人答弁】

○原発の再稼働、設備利用率の向上、次世代革新炉の開発・設置等、様々な取り組みで達成可能。

【村田】

○次世代革新炉の安全規制はどのようなものになるのか？

【参考人答弁】

○本質的には既存の加圧水型軽水炉技術の延長のため、規制基準の枠内で審査ができると考えている。

※詳細は次頁以降、または You Tube をご覧ください。



## 1. なぜ「GX 実現に向けた基本方針」から変更？

村田:2023年2月に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針では、「廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替え」としていたものを、今回のエネルギー基本計画では、「廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替え」へと変更したのはなぜか？

古賀経産副大臣:安全性の確保や地元の御理解が得られる範囲内で事業者の選択肢を確保しながら表現を見直したもので、GX基本方針で示した敷地内での建て替えという政府方針を、今回のエネ基案で大きく方向転換したというわけではない。

村田:次世代革新炉への建て替えに関し、地域の産業や雇用の維持発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限り具体化を進めていくとあるが、具体的にはどの地域か。

古賀経産副大臣:特定の地域を念頭に置いたものではない。この次世代革新炉の開発、設置に当たっては、既存炉の再稼働と同様に地域の皆様方の幅広い御理解が重要と考えており、我々もそういった方針で取り組んでまいりたい。

村田:廃炉を決定した地域とは別の場所で、同じ事業者が有するサイト内で建て替えをすることになった場合の「地域の理解」とは、廃炉を決定した地域、新たに建て替えをしていく地域、この両方を指すという理解でよいか。

政府参考人:立地自治体のみならず周辺自治体の皆様の声もしっかり受け止めた上で、御理解が得られるように説明を尽くしていくなど、丁寧に進めていくことが重要だと考えている。

村田:GX実現に向けた基本方針ともう一点違うところが、地域の理解に関する点。GXでは「地域の理解確保を大前提に」という文言が、基本計画では「地域の産業や雇用の維持発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限り」と、産業、雇用が追加された理由は？

古賀経産副大臣:原発立地地域の多くで、原発の廃炉や長期停止などによって経済基盤が毀損をする課題が発生している。建て替えも含め、今後とも原子力利用を進めていく上で立地地域の理解と協力は不可欠であり、国としても立地地域の課題解決に向き合っていくことが必要であることを踏まえて、こうした書きぶりになっている。

## 2. 「増設」にあたっての地元理解

村田:国は玄海原発を廃炉し川内原発の次世代革新炉への建て替えを想定しているのか。

古賀経産副大臣:エネルギー基本計画案での次世代革新炉への建て替えに関する記載は、特定のサイトを念頭に置いたものではない。立地地域や事業者とコミュニケーションを重ね、また原子力事業をめぐる状況の進展を踏まえながら、具体化に向けた取組を進めてまいりたい。

村田:この基本計画上は、九州電力の玄海原発の廃炉を受けて、もちろん住民の理解を得た上で、同じ九州電力のサイト内の川内原発の建て替えが可能だという理解でよいか。

政府参考人:予断をもって言及することは適當ではないが、今回のエネルギー基本計画案における建て替えに一般的には該当する。

村田:川内原発の地域住民にとっては、建て替えではなく増設だという受け止めになると思うが、国はどのように理解を求めていくのか。

古賀経産副大臣:エネルギー基本計画案で示している次世代革新炉への建て替えとは、廃炉を前提としてその事業者の同一、別サイトの範囲内で原子力発電所の建設を行う関係から、建て替えと表現している。建て替えが検討される立地自治体等に対しては、原発の安全性や必要性など、丁寧な説明を尽くして幅広い理解を得られるように取り組んでまいりたい。

村田:日本のエネルギー事情を踏まえて原子力を活用していくのであれば、建て替えではなく原子力の新增設を進めると、はっきり言った方が国の方針が見えてくるのではないか。今回、そうした議論にならなかったのには、何か理由があるのか。

古賀経産副大臣:脱炭素エネルギーを確保する上でバランスの取れた電源構成にしていく必要がある中で、原発について必要なものは確保していくとの考えの中で、今回のような案を示させていただいている。

### 3. 次世代革新炉に関して

村田:今回のエネルギー基本計画では、原子力発電所建設のリードタイムが10数年から20年程度必要としているが、廃炉の決定を踏まえた上の建て替えで、2040年度の電源構成の2割程度を原子力とすることは可能か。

政府参考人:原子力規制委員会から新規規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働や、トラブル停止の低減、定期検査の効率化、運転サイクルの長期化による設備利用率の向上、あるいは次世代革新炉の開発、設置など、様々な取組によって達成可能な水準と考えている。

村田:新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉というものは、既存の原子炉とは異なる安全規制となっていくのか。

政府特別補佐人:事業者から内容を聞く限りにおいては、新たな改良は加えているものの、本質的には既存の加圧水型軽水炉の技術の延長のものであると認識している。また、設置許可基準規則においても、規制の予見性が十分でない項目はないとのことであり、基本的には現行の規制基準の枠内で審査ができるものと考えている。

以上